

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月16日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時45分 散会

付託事件

議案第80号、議案第85号、議案第86号、議案第95号中第1表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款、議案第98号、議案第100号中別表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款、議案第103号、議案第106号、議案第107号、令和4年陳情第8号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 85号 指定管理者の指定について（児童遊園）
- ③ 議案第 86号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）
- ⑤ 議案第 98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- ⑥ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）
- ⑦ 議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- ⑧ 議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）
- ⑨ 議案第107号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第8号 行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建設部長	大	和	直	文	君	建設部技監兼 道路建設課長	松	葉	光	隆	君
建設部技監兼 生活道路整備 課長	有	金	正	義	君	建設部技監兼 河川都市排水 課長	大	山	裕	己	君
建設部技監兼 土木補修事務 所長	川	又	弘	一	君	建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷	萩	幸	治	君
道路管理課長	丹	治	雅	人	君	建築課長	大	和	田	聰	君
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	森	幹	司	君
建築指導課長	井	原	孝	志	君	公園緑地課長	鶴	井	昭	宏	君
市街地整備課長	小	田	切	幸	司	住宅政策課長	砂	川	和	敏	君
上下水道事業 管理者	荒	井		宰	君						
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関	谷		勇	君	水道部参事兼 経理課長	梶	山		哲	君
水道部技監兼 給水課長	梶	山		学	君	水道整備課長	杉	山	健	一	君
浄水管理事務 所長	林		忠	勝	君						
下水道部長	坪		貴	之	君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎	隆	君
下水道施設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長	大	嶋		実	君	書記	昆		節	夫	君
------	---	---	--	---	---	----	---	--	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、上田技監兼建設計画課長が病氣療養のため、平澤都市計画課長が自宅待機のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第80号ほか8件、それに陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第80号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第80号について賛成いたします。

その理由は、開発行為による児童遊園を水戸市に帰属する条例であるので賛成であります。ただ、その中でも、ある児童遊園では、民間住宅のすぐそばに接していてプライバシーが守れないという状況にありますので、ぜひこれについても改善をお願いしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第80号について採決いたします。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 まず、議案第85号については賛成いたします。

ただ、児童遊園を維持管理する職員の増員は必要じゃないかというふうに思いますので、よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第85号について採決いたします。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第86号については賛成いたします。

これは開発行為によって住宅団地が造られて、道路整備などが行われますけれども、住環境の整備に必要な道路拡幅などが必要だと思いますので、そういうことを念頭に置いていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第86号について採決します。

議案第86号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第95号については賛成いたします。

その理由としては、道路の街路灯の電気代の値上げに伴う予算の支出などがありますので、賛成いたしません。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 議案第95号については、賛成の立場から1点だけ意見を申し上げます。

橋りょうの点検、長寿命化の点ですけれども、本当に水戸は地震の多い地域でもありますので、やはりこの5年ごとに全部見ていくということなんですけれども、点検については、地震の有無によっても臨機応変にやっていただきたいと思います。市民の安心、安全を守るため、よろしくお願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第95号について採決いたします。

議案第95号中第1表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第98号について、賛成いたします。

賛成の理由が、電気代、動力代の値上げ分を前年度剰余繰越金から充当したということであり、賛成であります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第98号について採決します。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分及び第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第100号について、賛成いたします。

これは、給与改定に基づく人件費の値上げ分ではありますが、物価高騰の中で、職員1人当たり平均5万2,000円の値上げであり、物価高騰に追いつかないことがありますので、会計年度任用職員も含めて、さらなる引上げを求めていきたいと思っております。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第100号について採決いたします。

議案第100号中別表中歳出中第6款中建設企業委員会所管分及び第8款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第103号について、賛成いたします。

これは、給与改定分として50万9,000円の予算化でありますので、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第103号について採決いたします。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第106号について、賛成いたします。

これは、給与の引上げと、電気代の値上げ分1億1,000万円の予算化であります。また、ポンプの改修費でありますので、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第106号について採決いたします。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第107号について、賛成いたします。

これは、電気代、動力代の値上げ分1億5,000万円の予算措置と、さらに職員の給与改定分であり、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第107号について採決します。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○**綿引委員長** 総員挙手であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第80号ほか8件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**綿引委員長** ありがとうございます。昨日の質疑等も含めて作成させていただきます。

それでは次に、陳情審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和4年陳情第8号 行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善についてを議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については、朗読しない取扱いとなっておりますので、御承知おき願います。

○**事務局** 朗読します。

行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について。

陳情趣旨。

令和元年7月30日付の下水道事業受益者負担金変更決定通知書兼受益者負担金徴収猶予・減免決定通知書について不服があったため、令和元年8月19日付で審査請求を行いました。現在まで解決に至っていません。また、審査手続、法令等の解釈及び条例等の規定についても疑問点が多く、適正で迅速な対応になっていません。規定等の見直しを含め、事務の改善もあわせてお願いしたい。

陳情事項、主な経緯等。

1、令和元年7月30日。水戸市上下水道事業管理者から、下水道事業受益者負担金変更決定通知書兼受益者負担金徴収猶予・減免決定通知書が送付された。

決定通知書の教示に「この処分に不服があるときは、水戸市長に対して審査請求ができる」とあった。

2、令和元年8月19日。水戸市長に対し審査請求書を提出。

3、令和2年6月30日。水戸市長から「水戸市行政不服審査会へ諮問を行った」との通知があった。

4、令和2年11月10日。水戸市行政不服審査会から審査庁である水戸市長宛て意見書が提出された。審査会の意見として、「審理手続上に重大な疑義があり、答申を行うことができない」とあり、「審査庁である水戸市長は本件諮問を取り下げるとともに、改めて審理員を指名し、審理手続を行うなどの措置を講じた上、審査会への諮問を行われたい」とあった。

5、令和3年1月12日。水戸市長から「水戸市行政不服審査会への諮問取下げ」について通知があった。

6, 令和3年2月9日。水戸市下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規程等に疑問な点があり、総務法制課宛て内容の照会を行ったが、回答は原則担当課、処分庁である下水道管理課であるとして、総務法制課からの回答はなかった。

7, 令和3年5月20日。水戸市上下水道事業管理者から、審理員として同局の水道部水道総務課長を指名した旨の通知があった。

審理員の指名は行政不服審査法第9条により、審査庁が行うことになっているが、審査庁は水戸市長であるという行政不服審査会の指摘にもかかわらず、管理者が行っている。その後の手続も前回同様であり、再諮問も行われていません。

審査庁が諮問を行わないことは、裁決の取消事由、最判昭50年5月29日、民集29巻5号662ページとなっています。

8, 令和3年10月6日。水戸市上下水道事業管理者名で審査請求に関わる経過について通知があった。

この中で、「審査庁が上下水道事業管理者であることから、行政不服審査法第43条1項に規定される、審査庁が地方公共団体の長である場合に該当せず、水戸市行政不服審査会への諮問は行われません」との記載があった。しかしながら、なぜ審査庁を水戸市長から上下水道事業管理者に変更したのかについての記述はなかった。

9, 令和4年1月12日。上記の件について、下水道管理課を訪問し、審査庁が変更になった理由について確認したところ、令和3年1月22日第二小法廷判決によるものであることが判明した。これは、兵庫県文書開示に係る病院事業管理者及び知事の不作为について争った裁判である。

下水道管理課は、この判例を基に現在行われている審査請求に当てはめようとしているが、判例とは具体的事例について争うものであり、不作为についての判決を処分についても当てはめようとするのは不適切である。

しかも審査事務の手続は、実質的に処分庁である下水道管理課が行っており、令和3年10月26日付の裁決書には、水戸市上下水道事業管理者が処分庁であり審査庁であるとして裁決を行っている。

このような対応は、到底納得できません。

行政不服審査法の目的等として、「行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」としている。

この件については、水戸市行政不服審査会の意見書のとおり、まず水戸市長が改めて審理員を指名し、審理手続を行うなどの措置を講じた上で、審査会へ再諮問を行うのが筋であると思われます。

また、改めて基本とすべき条例、規定等の見直しをお願いしたい。

以上です。

○綿引委員長 それでは、この際、執行部から、本陳情に係る経過等について説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 それでは、執行部から説明をお願いいたします。

鬼澤参事兼下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 本陳情について、下水道管理課より御説明いたします。

本陳情者がお住まいの土地につきましては、下水道事業受益者負担金が猶予となっておりましたが、陳情者が下水道に接続したことから、猶予を取り消し、徴収の手続に入りました。この猶予の取消しなどを不服として、陳情者から、令和元年8月19日付で、行政不服審査法に基づく審査請求が行われました。

陳情の趣旨の前段のところに、現在まで解決に至っていませんと書いてございますが、当該審査請求につきましては、令和3年10月26日付の裁決書により、陳情者が公共下水道の使用を開始したことに伴い、猶予の理由が消滅したことから、猶予を取り消したものであり、本件処分に違法、不当な点は認められないとの結論が既に出されております。

このような経緯を経まして、本陳情は提出されたものでありまして、本陳情の趣旨につきましては、陳情趣旨のところの後段にありますとおり、審査の手続について、審査が適正であったかどうかについての陳情となっております。

具体的には、陳情書の3ページ目の一番最後から4行にございますとおり、水戸市長が改めて審理員を指名し、審理手続を行うなどの措置を講じた上で、審査会へ再諮問を行うということを求めているものと解されます。

そこでまず、水戸市長が審理員を指名することにつきまして、審査請求の審査を行う審査庁が審理員を指名するということになるのですが、一般的には、処分を行った処分庁の最上級行政庁が審査庁となります。しかし、地方公営企業の管理者には上級行政庁が存在せず、そのような場合は処分庁が審査庁になることとなっております。このことは、令和3年1月22日の最高裁判所の判決における判決理由の中で、地方公営企業の管理者には上級行政庁がないと述べられておりまして、この解釈によって、水戸市長は水戸市上下水道事業管理者の上級行政庁には当たらず、水戸市長は審査庁ではないという判断をしまして、水戸市長が審理員を指名することができないものとして審査を行ったところでございます。

次に、行政不服審査会へ諮問を行うことにつきまして、行政不服審査法上、市長が審査庁であれば、審査会への諮問が義務づけられておりますが、地方公営企業の管理者の場合は義務づけられてはおりません。

これらのことから、当該審査請求は行政不服審査法にのっとって適正に行ったものと言えます。なお、審査請求の手続は、行政不服審査法に基づいて行われるものでありまして、見直すべき条例、規程等はありません。

説明は以上になります。

○綿引委員長 それでは、この内容につきまして御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 いろいろ経過を聞きましたけれども、当初、水戸市長が審査庁として審理を始めましたよね。そのときには、その審理は正しかったわけですよね。それを途中で何か最高裁の判決があったから変えたということなんですけれども、そういう内容でいいんですか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの御質問ですが、令和元年に審査請求が出された時点では、地方公営企業の管理者の上級行政庁についてははっきりとはしておりませんので、このとき上級行政庁は市長であるという認識がございましたので、審査請求先は市長としておりまして、審査庁を市長として審理を始めました。しかし、令和3年1月の最高裁判決によりまして、地方公営企業の管理下に上級行政庁はないということがはっきりいたしましたものですから、そこで取扱いを改めまして、行政不服審査法の4条のとおり、下水道事業受益者負担金につきましては、審査請求先が上下水道事業管理者ということとしてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、途中で最高裁の判決があったから、そういうふうに変えたということなんですね。そうすると、その場では水戸市長が最高裁責任者として、審査庁として不服審査請求の審査に当たるという方針だったのが、途中で変更になったということですよ。それが始まった段階では間違っていなかった。しかし途中で最高裁の判決をもって変更したということなんですか。それを確認したい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 審査請求が出された時点では、処分庁が上下水道事業管理者、審査庁が水戸市長として審査を始めましたが、令和3年1月の最高裁判決によりまして、審査庁も上下水道事業管理者というふうに取り扱いを改めたものでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 本陳情者の方は、この変更のための手続、要するに最高裁の判決を適用するのは不適切だというふうに言っておりますけれども、これについてはどういうふうに思われますか。これに対してどういうふうに考えるのか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

陳情者は、この最高裁判決は不作為についての判決であって、今回の処分については当てはまらないのではないかというような主張をしておりますが、行政不服審査法の4条には、処分庁等としまして、「処分をした行政庁、または不作為に係る行政庁をいう」というふうに書かれておりまして、処分と不作為は同列の扱いとなっております。ですので、不作為についての判決は処分にも当てはまるものと解釈してございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは水戸市が最高裁の判決をそういうふうに解釈しているということですよ。私の考えは、当初はこの方の不服審査請求を受け入れて、そして審査会を行ってきたんだけど、途中で最高裁の判決が出たからということで、それを水戸市のほうにも解釈を持ってきて、それをやめちゃって、今度新たに水戸市の上下水道事業管理者を今度は審査庁として持ってくるというやり方は、確かに審査請求をやった方にとっては、これはちょっと納得できない問題があるんじゃないかと。最高裁の判決が出たから、それをそこに持ってくるというやり方は、これはどうなのかなというふうに思いますけれどもね。この件についてもう一度考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

最高裁判決が出て取扱いを改めたということですが、審査の途中であっても司法判断が出されれば、より適正、適切に制度を運用すべきと考えてございます。

それと、もう1点なんですけれども、先ほど処分と不作為を同様に扱うということに関しましては、水戸市だけの考えではございませんで、この件につきましては、総務法制課を通じまして、総務省行政管理局に問合せをございまして、その結果、地方公営企業の管理者が行った受益者負担金の賦課処分については、地方公営企業の管理者に対して審査請求を行うこととの回答がございました。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回の不服審査請求についてですけれども、私も不服審査請求については随分関わってきました。別件ですけれどもね、関わってきたんですけれども、それが途中で中断してしまって、なくなって、新しくまたやらざるを得ないということになると、私は不服審査請求をした者としては納得できないんじゃないかなというふうに思うんですよね。

そして今回もっと審議をすべきじゃないかというふうに思うんです。私は本件に関わる取下げ請求の通知書とか最高裁の判決書だとか、そういうものを出した上でもっと審査すべきじゃないかなという意見を述べておきたいと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 冒頭、正副委員長さんにも申し上げて、議長あたりにも申入れをしていただきたいなというふうに思うんですけれども、要するに、請願とか陳情とかいうものは公のものであって、陳情は1人でも出せますけれども、私的なものはやはりいかなかなというふうに思うんです。請願の場合は、議員の紹介とか何かが入るんだと思いますけれども、その場合には紹介者にも求めることができるというふうにはなっていますけれどもね。

ですから、私的なものの陳情はいかななものかなというふうに思うので、正副委員長で議長のほうにも申し出ていただきたいなというふうに思います。こういう問題が当委員会に付託されてしまうと、非常に困ると私は思います。

この陳情を私もよく何回も読み返ししました。この陳情の内容を見ますと、要するに審査請求の手續に関するものと思っております。さらに、具体的には、最高裁判決に示された内容が、要するに本市の下水道事業に当てはまるかどうかと、判例の解釈の在り方が当該陳情の趣旨であると思っております。

法や判例の解釈となりますと、本来、裁判所、司法機関に委ねるのが当然ではないのかな。これは議員が、委員会が判断するものではないと私は思っています。ですから、こういうものが出されて受け付けなくちゃならないようなことが、冒頭申し上げたように、申し訳ないけれども、審議をするに値するものではないというふうに私は思っています。

要するに、当該陳情はその趣旨が司法の判断に関するものであるため、議会及び委員会においては審議することができない、なじまない。よって、私は不採択にするべきであると思っております。

なお、不採択にせざるを得ませんが、陳情者としては、長い間この問題で市のほうともいろいろと話し

合ってきたりいろいろしてきていただろうと思います。ですから、執行部のほうでできる部分については、これに関連して親切な説明をしながら対応してやっていただければなというふうに思っております。

よって、私は不採択で、正副委員長のほうでお諮りをいただきたい。中庭委員とは私の意見が違いますけれども、お諮りをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 それぞれの御意見を踏まえまして、本陳情の取扱いにつきましてはいかがいたしましょうか。中庭委員。

○中庭委員 今、松本委員から御意見がありました。

今日の委員会の中で採決をするという話ですけれども、私は早いんじゃないかと。要するにたった1回ですよね。初めて読み上げられて、これから精査すべきだというふうに思うんですよ。さっき言った最高裁の判決がちゃんと適用になるかどうかを含めて、本人の意見も含めて、本人が不適切だというふうに主張しているわけですから、どういうふうに考えるのかということも含めて、やっぱりきちんとした議論をした上で結論を出すんだっいたらいいですけども、それもなしに、冒頭からいきなり1回の審議で結論を出してしまう、採決をして結論を出すというのは、あまりにも時期尚早じゃないかなというふうに思うんです。

やっぱり議会としては議会として意見を求めることはできるし、最終的には裁判かも分かりませんが、裁判になる前に、きちんとした議論をすべきだということで、私はここで採決をすることについては反対です。継続審査すべきだと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 中庭委員の意見と全く違うんですけども、そういうことであるならば、水戸市を訴えて、陳情者が裁判をやればいいんですよ。何で水戸市にこういう陳情を出さなきゃならないんですか。出されるということは、議会としては大変迷惑です。公のものじゃないし、私的なものと冒頭申し上げましたように。ですから、こういう陳情を継続審査にしていくということは、これは私は納得できませんので、今日採決をしていただきたいというふうに思います。

○綿引委員長 それでは、令和4年陳情第8号につきましては、継続審査を求める御意見と採決を求める御意見がありますので、初めに継続審査についてお諮りをさせていただきます。

採決は挙手により行います。なお、挙手をしない場合は、採決に賛成するものとみなします。

それでは、令和4年陳情第8号を継続審査とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 挙手少数であります。

よって、令和4年陳情第8号を継続審査とすることは否決されました。

それでは、令和4年陳情第8号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

令和4年陳情第8号 行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について、採決をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[発言する者あり]

○中庭委員 私は継続審議を要求したわけですよ。

○綿引委員長 はい、それは否決されました。

[発言する者あり]

○綿引委員長 採択する人だけ挙手をすればいい。採択をしない方は挙手をしない。

中庭委員。

○中庭委員 私が挙手をしたのは、まだ全然審議もしていないのに、議論もしていないのに、いきなり採決すること自体がおかしいんだと。だから継続審査にすべきだというふうに私は述べたんですよ。

○綿引委員長 そういう御意見を踏まえて、先ほど継続審査について採決を行って……

○中庭委員 だからそういう点で、今現時点で、反対か賛成かということを決めることはできないんですよ。

○綿引委員長 ですからそれについては先ほど採決を行って挙手少数でありましたので、委員会としては継続審査はしないということに決まりましたので、その上でこの陳情に関して、今度は採択をするかしないかの賛否を今問うている。

○中庭委員 しかしそれはおかしいんじゃないかと思います。

○綿引委員長 それはルールどおりに行っていますので、それはおかしいと言われても、そうすると委員会が進まなくなります。

[発言する者あり]

○綿引委員長 先ほど継続審査については挙手少数になっておりますので、今度は採択をするかしないかの賛否を問うてまいりますので、お願いいたします。

改めて、令和4年陳情第8号 行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 挙手なしであります。

よって、令和4年陳情第8号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告をしてみたいと思いますが、委員会報告書の作成におきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

[発言する者あり]

○綿引委員長 以上で、陳情審査を終了させていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 お時間をいただきありがとうございます。

都市計画課提出の資料に基づき、御説明させていただきます。

水戸駅北口駅前広場エスカレーターの復旧工事についてでございます。

1の概要でございますが、本年7月7日に発生しました、水戸駅北口駅前広場の1階と2階デッキをつなぐエスカレーターへの車両の衝突事故により損傷しましたエスカレーターが使用不可となっている件でございますが、加害者の責任におきまして、原状回復のための復旧工事を行ってまいります。

加害者につきましては、常陸大宮市在住の70歳代の女性でございますが、加害者が復旧工事の発注及び復旧に係る費用を負担するものでございます。加害者が加入いたします対物無制限の自動車保険で対応することとなります。なお、本市は適正な品質を確保するために必要な施工監理を行うとともに、関係機関協議や安全管理等、加害者と協力して事故のないよう十分に対応してまいります。

2のスケジュールでございますが、本年12月、新設エスカレーターの工場製作を開始してございます。エスカレーターの製作には約4か月かかる見込みでございますが、来年3月、その完成を見据え、既存エスカレーターの解体と撤去を行ってまいります。4月に新設エスカレーターの据付けを行ってまいります。完成の目途は6月としてまいります。完成後は、市による検査を行いまして、引渡しを受け、再稼働となる予定でございます。なお、工事につきましては、駅前広場の利用者の安全性を最大に考慮しまして、原則夜間工事で進めていただく予定でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 ただいまの件について、御質問等がありましたら御発言願います。

松本委員。

○松本委員 加害者が無制限の保険に入っているからそれでいいんだろけれども、大体直すのにどのぐらいの工事費というのがかかるのか。また、今はエスカレーターが使えないわけでしょう。そしたら、そういうものの補償は保険のほうから出るのか出ないのか。分かっている範囲で教えていただければと思います。

○綿引委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の復旧工事に係る費用につきましては、約9,780万円でございます。消費税込みでございます。この金額の査定につきましては、平成23年現在のエスカレーターを水戸市のほうで設置した当時の施工業者でありますアルプス建設、こちらのほうが今回も復旧工事を行うこととなりますが、アルプス建設からの見積り徴取や、あるいはエスカレーター本体は日立ビルシステムの製品でございますので、この会社からも見積りを徴取し、保険会社のほうでも、向こうの基準で独自に金額を査定していただき、決定した金額でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 補償期間というのは含まれていないということか。

○綿引委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 お答えいたします。

本年の7月7日の事故以来、いまだに使用できない状況が続いておりますが、機能が使用できないことに対する補償、この考え方につきましては、私も直接顧問弁護士のほうに相談いたしました。考え方としては、エスカレーターが使用できない代替として、例えば階段を設置した場合、その費用は相手に費用負担を求めることができるでしょう。例えばの考えですけれども、代替施設を措置した場合には、求めることができるというふうな見解をいただきまして、現実的に利用者の方々に御不便をおかけしている状況ではございますが、現場状況を考えても、代替施設を設置するという事はなかなか困難な状況もございまして、今回はその補償の考えは当てはめてございません。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、次回の委員会についてお知らせいたします。

次回の委員会は、明年1月10日火曜日、午後1時30分から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、開催通知は1月4日水曜日に送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時45分 散会